

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年12月10日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ガス処理装置(A)入口風量記録計において、内部部品に破損が認められたため、当該部品を交換。	GIII	
2	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系濃縮器加熱缶(A)において、保温材内部からの漏えい(2秒に1滴 汚染なし)が認められたため、当該加熱缶の点検・修理。 なお、装置の起動操作停止により、漏えい停止。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和サンプル戻り切替弁(A)用電磁弁において、動作不良(弁が動かない)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
4	その他	環境監視用ダスト放射線モニター(発電所北側)において、電源供給元の飲料水ポンプ建屋用電源設備の停電(地絡による停電)により欠測が発生したため、従来通り「原子力発電所環境放射能測定結果(平成25年度第3四半期)」にて、福島県へ報告。	GIII	